

ISO メルマガ(140818)

ISO9001・ISO14001 の改正状況(24) 箇条 10

今回は**箇条 10**について概要を紹介しましょう。

これまでのメルマガで紹介のとおり、ISO9001 及び ISO14001 とともに、MSS(マネジメントシステム規格)の共通要素を採用して改訂作業が進められています。

MSS 共通要求事項の箇条 10 は次のとおりです。

10. 改善

10.1 不適合及び是正措置

組織は、不適合が発生した場合には次の事項を実施しなければならない。

- a) その不適合に対処し、該当する場合には、必ず次の事項を実施する。
 - その不適合を管理し、修正するための処置をとる
 - その不適合によって起こった結果に対処する。
- b) その不適合の再発又は**他のところで発生しないようにするため**、次の事項の実施し、その不適合の原因を除去するための処置をとる必要性を評価する。
 - その不適合のレビュー
 - その不適合の原因の明確化
 - **類似の不適合の有無又はそれが発生する可能性の明確化**
- c) 必要な処置を実施する。
- d) とった全ての是正処置の有効性をレビューする。
- e) 必要な場合には、XXX マネジメントシステムの変更を行う

是正処置は、検出された不適合のもつ影響に応じたものでなければならない。

組織は、次に示す事項の証拠として、文書化した情報を保持しなければならない。

- 不適合の性質及びとった処置
- 是正処置の結果

10.2 継続的改善

組織は、XXX マネジメントシステムの適切性、妥当性及び有効性を継続的に改善しなければならない。

ここで、大きな変化は、**箇条 10 に「予防処置」という細分箇条がなくなっている**ことですが、これについては先に箇条 6 で触れたとおり、「リスクをベースにした思考」の導入により、マネジメントシステム全体として取り組みこととした結果です。

その他は特に大きな変更はありませんが、**不適合に対する水平展開**、ISO9001 に対しては 10.1 の a) の 2 項は明記されましたこととなります。

ISO9001 及び ISO14001 の各 DIS での追加要求事項は次の通りです。

ISO9001 では 10.1 として「一般」が追加され、**改善のための機会の決定及び選択**、また、**顧客要求事項を満たし顧客満足を上向きさせるために必要な処置の実施**が明記され、その時に次の 3 項目を含めることがもめられています。

- a) 不適合を防止するための、**プロセスの改善**
- b) 既知の及び予想されている要求事項を満たすための、製品及びサービスの改善

c)品質マネジメントシステムの**結果の改善**

また、10.3(上記 10.2 に対応)では、継続的改善として次の 2 項が明記されました。

- ・組織は、継続的改善の一環として取り組まなければいけない、**成果が十分出ていない分野、又は機会**があるかどうかを確認するために、分析及び評価のアウトプット、並びにマネジメントレビューからのアウトプットを検討しなければならない。
- ・該当する場合には、組織は、**成果が十分出ていない原因**を調査し、**継続的改善を支援するために適用できるツール及び方法論**を選択し、使用しなければならない。

ISO14001 では、次の 2 点が追加された程度で大きな追加はありません。

- ・10.1 の a)に「**有害な環境影響を緩和する**」が追加された。
- ・10.2 に「**環境パフォーマンスを向上させるため、**」が追加された。

以上

参考:ISO9001 及び ISO14001 の次期改正についてのこれまでのメルマガの記事は次に掲載されています。

- ・http://kanagawa-touroku.org/p/9000/?page_id=880

また、ISO9001 及び ISO14001 の次期改正についての解説セミナーの案内も次に掲載されています。

- ・<http://kanagawa-touroku.org/p/9000/>
- ・<http://kanagawa-touroku.org/p/kankyo/>